

Ⅲ. 償却資産

記載事項の説明

1 納税義務者数に関する調

- (1) 本調は、償却資産に係る固定資産税の納税義務者数を記載した。
- (2) 「法定免税点」とは、法第 351 条本文の規定による免税点をいい、同条ただし書の規定を適用している市町村における実際の免税点をいうものではない。

2 償却資産の価格等に関する調

- (1) 本調は、法第 351 条本文の規定による免税点以上の償却資産について記載した。
- (2) 「決定価格」、「課税標準額」及び「課税標準額の内訳」は、市町村ごとに千円未満の額は四捨五入したものの合計である。
- (3) 「課税標準額」の欄には、法第 349 条の 3、法附則第 15 条、法附則第 15 条の 2、法附則第 15 条の 3 又は法附則第 16 条の 2 の規定の適用を受ける償却資産についてはこれらの規定に定める額、その他の償却資産については法第 349 条の 2 に規定する額を合計して記載した。
- (4) 「同上内訳」の「市町村分の額」の欄には、「課税標準額」の「合計」のうち「道府県分の額」以外の額を記載し、「道府県分の額」の欄には、法第 740 条の規定によって道府県が課することができる部分の課税標準額を記載した。

3 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例規定の適用を受けるものに関する調

- (1) 「決定価格」及び「課税標準額」の欄の記載については、2 の(2)及び(3)の例によった。
- (2) 法第 349 条の 3 関係
 - ① 「第 1 項（送電用資産・電気事業用）（変電所・電気事業用）」には、地方税法の一部を改正する法律（平成 14 年法律第 17 号。以下「平成 14 年一部改正法」という。）附則第 5 条第 3 項の規定により、その例によることとされた同法に

よる改正前の法第 349 条の 3 第 1 項を含むものであること。

② 「第 2 項（新線構築物）（新線立体交差化施設）」には、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律（昭和 61 年法律第 94 号。以下「国鉄関連改正法」という。）附則第 3 条第 3 項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法第 349 条の 3 第 2 項、地方税法等の一部を改正する法律（平成 17 年法律第 5 号。以下「平成 17 年一部改正法」という。）附則第 7 条第 3 項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法律第 349 条の 3 第 2 項、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律（平成 16 年法律第 17 号。以下「平成 16 年一部改正法」という。）附則第 10 条第 6 項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法律第 349 条の 3 第 2 項、地方税法等の一部を改正する法律（平成 15 年法律第 9 号。以下「平成 15 年一部改正法」という。）附則第 11 条第 6 項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法律第 349 条の 3 第 2 項を含むものであること。

③ 「第 10 項（日本原子力開発機構）」には、平成 17 年一部改正法附則第 7 条第 4 項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法第 349 条の 3 第 10 項を含むものであること。

④ 法第 349 条の 3 第 13 項の各区分は、次のとおりである。

ア 「①（青函・本四鉄道施設）」とは、法第 349 条の 3 第 13 項の規定の適用を受ける償却資産のうち、次の②から④までに掲げるものを除くものをいうものであること。

イ 「②（青函・本四 新線構築物）」とは、法第 349 条の 3 第 13 項の規定の適用を受ける償却資産のうち、同条第 2 項本文の規定の適用を受けるものをいうものであること。

ウ 「③（青函・本四 新線立体交差化施設）」とは、法第 349 条の 3 第 13 項の規定の適用を受ける償却資産のうち、同条第 2 項ただし書の規定の適用を受けるものをいうものであること。

エ 「④（青函・本四 変・送電用資産）」とは、法第 349 条の 3 第 13 項の規定の適用を受ける償却資産のうち、同条第 33 項の適用を受けるものをいうものであり、平成 17 年一部改正法附則第 7 条第 8 項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法第 349 条の 3 第 35 項、平成 16 年一部改正法附則第 10 条第 11 項の規定により、

その例によることとされた同法による改正前の法第 349 条の 3 第 37 項、平成 15 年一部改正法附則第 11 条第 12 項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法第 349 条の 3 第 37 項、平成 14 年一部改正法附則第 5 条第 5 項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法第 349 条の 3 第 37 項、地方税法等の一部を改正する法律（平成 13 年法律第 8 号。以下「平成 13 年一部改正法」という。）附則第 8 条第 9 項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法第 349 条の 3 第 37 項、地方税法等の一部を改正する法律（平成 10 年法律第 27 号。以下「平成 10 年一部改正法」という。）附則第 6 条第 3 項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法第 349 条の 3 第 1 項及び地方税法等の一部を改正する法律（平成 8 年法律第 12 号。以下「平成 8 年一部改正法」という。）附則第 6 条第 3 項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法第 349 条の 3 第 1 項の規定の適用を受けるものを含むものであること。

- ⑤ 「第 14 項（河川事業鉄軌道用資産）」には、平成 13 年一部改正法附則第 8 条第 6 項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法第 349 条の 3 第 15 項を含むものであること。
- ⑥ 「第 16 項（海洋研究開発機構）」には、平成 16 年一部改正法附則第 10 条第 9 項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法第 349 条の 3 第 18 項及び地方税法等の一部を改正する法律（平成 12 年法律第 4 号。以下「平成 12 年一部改正法」という。）附則第 7 条第 3 項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法第 349 条の 3 第 18 項を含むものであること。
- ⑦ 法第 349 条の 3 第 20 項の各区分は、次のとおりである。
 - ア 「①（特定地方交通線）」とは、法第 349 条の 3 第 20 項の規定の適用を受ける償却資産のうち、次の②から⑤までに掲げるものを除くものをいうものであり、国鉄関連改正法附則第 3 条第 10 項の規定により、なおその効力を有するものとされた同法による改正前の法第 349 条の 3 第 23 項を含むものであること。
 - イ 「②（新線構築物）」とは、法第 349 条の 3 第 20 項の規定を受ける償却資産のうち、同条第 2 項本文の規定の適用を受けるものをいうものであること。
 - ウ 「③（新線立体交差化施設）」とは、法第 349 条の 3 第 20 項の規定の適用を受ける償却資産のうち、同条第 2 項た

だし書の規定の適用を受けるものをいうものであること。

- エ 「④（河川事業鉄軌道用資産）」とは、法第349条の3第20項の規定の適用を受ける償却資産のうち、同条第14項の規定の適用を受けるものをいうものであり、平成13年一部改正法附則第8条第6項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法第349条の3第15項の規定の適用を受けるものを含むものであること。
- オ 「⑤（変・送電用資産）」とは、法第349条の3第20項の規定の適用を受ける償却資産のうち、同条第33項の規定の適用を受けるものをいうものであり、平成17年一部改正法附則第7条第8項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法第349条の3第35項、平成16年一部改正法附則第10条第11項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法第349条の3第37項、平成15年一部改正法附則第11条第12項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法第349条の3第37項、平成14年一部改正法附則第5条第5項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法第349条の3第37項、平成13年一部改正法附則第8条第9項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法第349条の3第37項、平成10年一部改正法附則第6条第3項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法第349条の3第1項及び平成8年一部改正法附則第6条第3項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法第349条の3第1項の規定の適用を受けるものを含むものであること。
- ⑧ 「第23項（農業・食品産業技術総合研究機構）」には、地方税法の一部を改正する法律（平成18年法律第7号。以下「平成18年一部改正法」という。）附則第13条第8項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法第349条の3第23項及び地方税法の一部を改正する法律（平成7年法律第40号。以下「平成7年一部改正法」という。）附則第6条第5項の規定により、なおその効力を有するものとされた同法による改正前の法第349条の3第27項を含むものであること。
- ⑨ 「第25項（日本電気計器検定所）」には、平成15年一部改正法附則第11条第9項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法第349条の3第28項及び平成7年一部改正法附則第6条第5項の規定により、なおその効力を有するものとされた同法による改正前の法第349条の3第30項を含むものであること。

- ⑩ 「第 26 項（日本消防検定協会）」には、平成 15 年一部改正法附則第 11 条第 9 項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法第 349 条の 3 第 29 項及び平成 7 年一部改正法附則第 6 条第 5 項の規定により、なおその効力を有するものとされた同法による改正前の法第 349 条の 3 第 31 項を含むものであること。
- ⑪ 「第 27 項（小型船舶検査機構）」には、平成 15 年一部改正法附則第 11 条第 9 項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法第 349 条の 3 第 30 項及び平成 7 年一部改正法附則第 6 条第 5 項の規定により、なおその効力を有するものとされた同法による改正前の法第 349 条の 3 第 32 項を含むものであること。
- ⑫ 「第 28 項（軽自動車検査協会）」には、平成 15 年一部改正法附則第 11 条第 9 項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法第 349 条の 3 第 31 項及び平成 7 年一部改正法附則第 6 条第 5 項の規定により、なおその効力を有するものとされた同法による改正前の法第 349 条の 3 第 33 項を含むものであること。
- ⑬ 「第 32 項（高圧ガス保安協会）」には、平成 15 年一部改正法附則第 11 条第 11 項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法第 349 条の 3 第 36 項及び平成 13 年一部改正法附則第 8 条第 8 項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法第 349 条の 3 第 36 項を含むものであること。
- ⑭ 「第 33 項（変・送電用資産（鉄道事業用）」には、平成 17 年一部改正法附則第 7 条第 8 項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法第 349 条の 3 第 35 項、平成 16 年一部改正法附則第 10 条第 11 項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法第 349 条の 3 第 37 項、平成 15 年一部改正法附則第 11 条第 12 項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法第 349 条の 3 第 37 項、平成 14 年一部改正法附則第 5 条第 5 項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法第 349 条の 3 第 37 項及び平成 13 年一部改正法附則第 8 条第 9 項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法第 349 条の 3 第 37 項を含むものであること。
- ⑮ 「第 35 項（有線放送電話業務用資産）」には、平成 18 年一部改正法附則第 13 条第 10 項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法第 349 条の 3 第 35 項及び平成 16 年一部改正法附則第 10 条第 12 項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法律第 349 条の 3 第 39 項を含むものであること。

- ⑯ 「第 37 項（社会保険診療報酬基金）」には、平成 17 年一部改正法附則第 7 条第 9 項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法第 349 条の 3 第 39 項を含むものであること。
- ⑰ 「第 38 項（自動車安全運転センター）」には、平成 17 年一部改正法附則第 7 条第 10 項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法第 349 条の 3 第 40 項を含むものであること。
- ⑱ 旧法適用分の内容は、次のとおりである。
- ア 「旧第 1 項（変・送電用資産）」とは、平成 10 年一部改正法附則第 6 条第 3 項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法第 349 条の 3 第 1 項及び平成 8 年一部改正法附則第 6 条第 3 項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法第 349 条の 3 第 1 項（物品製造又は鉱物掘採を業とするものがその用に供するものを除く。）をいうものであること。
- イ 「旧第 12 項（新造車両）」とは、平成 17 年一部改正法附則第 7 条第 6 項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法第 349 条の 3 第 12 項及び平成 15 年一部改正法附則第 11 条第 7 項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法第 349 条の 3 第 12 項をいうものであること。
- ウ 「旧第 13 項（立体交差化施設）」とは、地方税法の一部を改正する法律（昭和 46 年法律第 11 号）附則第 9 条第 3 項の規定により、なおその効力を有するものとされた同法による改正前の法第 349 条の 3 第 13 項及び地方税法の一部を改正する法律（昭和 45 年法律第 24 号）附則第 6 条第 3 項の規定により、なおその効力を有するものとされた同法による改正前の法第 349 条の 3 第 13 項をいうものであること。
- エ 「旧第 19 項（地下道又は跨線道路橋）」とは、地方税法の一部を改正する法律（昭和 47 年法律第 11 号）附則第 8 条第 3 項の規定により、なおその効力を有するものとされた同法による改正前の法第 349 条の 3 第 19 項をいうものであること。
- オ 「旧第 21 項（車庫構築物）（車庫構築物・立体交差化施設）」とは、平成 17 年一部改正法附則第 7 条第 7 項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法第 349 条の 3 第 21 項、地方税法の一部を改正する法律（平成 11 年法律第 15 号。以下「平成 11 年一部改正法」という。）附則第 8 条第 6 項の規定により、その例によることと

された同法による改正前の法第 349 条の 3 第 22 項及び国鉄関連改正法附則第 3 条第 3 項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法第 349 条第 22 項をいうものであること。

カ 「旧第 25 項（住宅・都市整備公団）」とは、平成 10 年一部改正法附則第 6 条第 5 項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法第 349 条の 3 第 25 項、平成 7 年一部改正法附則第 6 条第 3 項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法第 349 条の 3 第 25 項及び地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成 3 年法律第 7 号。以下「平成 3 年一部改正法」という。）附則第 8 条第 3 項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法第 349 条の 3 第 25 項をいうものであること。

キ 「旧第 32 項（雪崩・落石等対策設備）」には、平成 16 年一部改正法附則第 10 条第 10 項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法第 349 条の 3 第 32 項、平成 15 年一部改正法附則第 11 条第 10 項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法第 349 条の 3 第 32 項及び平成 13 年一部改正法附則第 8 条第 7 項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法第 349 条の 3 第 32 項を含むものであること。

(3) 法附則第 15 条関係

① 「第 2 項（倉庫等）」には、平成 17 年一部改正法附則第 7 条第 11 項の規定により、その例によることとされた改正前の法附則第 15 条第 3 項及び平成 16 年一部改正法附則第 10 条第 14 項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法附則第 15 条第 3 項を含むものであること。

② 「第 3 項（特定自転車駐車場）」には平成 15 年一部改正法附則第 11 条第 16 項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法附則第 15 条第 4 項を含むものであること。

③ 「第 4 項（公共の危害防止施設等）」には、平成 17 年一部改正法附則第 7 条第 12 項の規定により、その例によることとされた改正前の法附則第 15 条第 5 項、平成 16 年一部改正法附則第 10 条第 15 項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法附則第 15 条第 5 項、平成 14 年一部改正法附則第 5 条第 12 項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法附則第 15 条第 5 項及び平成 11 年一部改正法附則第 8 条第 9 項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法附則第 15 条第 5 項を含むものであること。

- ④ 「第5項（公害防止設備）」には、平成18年一部改正法附則第13条第11項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法附則第15条第6項第1号及び第3号、平成16年一部改正法附則第10条第16項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法附則第15条第6項第2号及び平成14年一部改正法附則第5条第13項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法附則第15条第6項を含むものであること。
- ⑤ 「第6項（公共危害防止構築物）」には、平成18年一部改正法附則第13条第12項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法附則第15条第7項、平成16年一部改正法附則第10条第17項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法附則第15条第7項、平成14年一部改正法附則第5条第14項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法附則第15条第7項、平成12年一部改正法附則第7条第6項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法附則第15条第7項及び地方税法及び国有資産所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成9年法律第9号。以下「平成9年一部改正法」という。）附則第9条第5項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法附則第15条第7項を含むものであること。
- ⑥ 「第7項（公害防止優良更新施設）」には、平成18年一部改正法附則第13条第13項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法附則第15条第8項、平成17年一部改正法附則第7条第13項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法附則第15条第8項及び平成14年一部改正法附則第5条第15項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法附則第15条第8項を含むものであること。
- ⑦ 「第8項（産業廃棄物焼却施設等）」には、平成18年一部改正法附則第13条第14項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法附則第15条第9項、平成16年一部改正法附則第10条第18項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法附則第15条第9項及び平成14年一部改正法附則第5条第16項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法附則第15条第9項を含むものであること。
- ⑧ 「第9項（国内路線用航空機）」には、平成16年一部改正法附則第10条第19項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法附則第15条第10項を含むものであること。
- ⑨ 「第10項（特定駐車場）」には、平成18年一部改正法附則第13条第15項の規定により、その例によることとされた

同法による改正前の法附則第 15 条第 11 項、平成 17 年一部改正法附則第 7 条第 14 項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法附則第 15 条第 11 項、平成 15 年一部改正法附則第 11 条第 17 項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法附則第 15 条第 11 項及び平成 11 年一部改正法附則第 8 条第 12 項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法附則第 15 条第 11 項を含むものであること。

- ⑩ 「第 11 項（緑化施設）」には、平成 17 年一部改正法附則第 7 条第 15 項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法附則第 15 条第 12 項を含むものであること。
- ⑪ 「第 13 項（地域エネルギー利用施設）」には、平成 17 年一部改正法附則第 7 条第 16 項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法附則第 15 条第 14 項、平成 15 年一部改正法附則第 11 条第 18 項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法附則第 15 条第 14 項及び平成 13 年一部改正法附則第 8 条第 13 項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法附則第 15 条第 14 項を含むものであること。
- ⑫ 「第 16 項（外貿埠頭公社の特定用途港湾施設）」には、平成 18 年一部改正法附則第 13 条第 18 項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法附則第 15 条第 18 項を含むものであること。
- ⑬ 「第 17 項（沖縄電力株）」とは、法附則第 15 条第 19 項の規定の適用を受ける償却資産のうち、法第 349 条の 3 第 1 項の規定の適用を受けるものを除くものをいうものであり、平成 14 年一部改正法附則第 5 条第 3 項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法第 349 条の 3 第 1 項、平成 10 年一部改正法附則第 6 条第 3 項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法第 349 条の 3 第 1 項及び平成 8 年一部改正法附則第 6 条第 3 項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法第 349 条の 3 第 1 項の規定の適用を受けるものを除くものをいうものであること。
- ⑭ 「第 17 項（沖縄電力株 変・送電用資産）」とは、法附則第 15 条第 19 項の規定の適用を受ける償却資産のうち、法第 349 条の 3 第 1 項の規定の適用を受けるものをいうものであり、平成 14 年一部改正法附則第 5 条第 3 項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法第 349 条の 3 第 1 項、平成 10 年一部改正法附則第 6 条第 3 項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法第 349 条の 3 第 1 項及び平成 8 年一部改正法附則第 6 条第 3

項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法第 349 条の 3 第 1 項の規定の適用を受けるものを含むものであること。

- ⑮ 「第 18 項（廃棄物再生処理用機械設備）」には、平成 18 年一部改正法附則第 13 条第 20 項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法附則第 15 条第 21 項を含むものであること。
- ⑯ 「第 19 項（遺伝子組換え技術等に係る公共危害防止設備）」には、平成 18 年一部改正法附則第 13 条第 21 項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法附則第 15 条第 22 項、平成 14 年一部改正法附則第 5 条第 19 項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法附則第 15 条第 23 項を含むものであること。
- ⑰ 「第 20 項（大規模地震防災応急対策用資産）」には、平成 17 年一部改正法附則第 7 条第 17 項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法附則第 15 条第 23 項、平成 16 年一部改正法附則第 10 条第 22 項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法附則第 15 条第 23 項、平成 15 年一部改正法附則第 11 条第 19 項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法附則第 15 条第 23 項、平成 14 年一部改正法附則第 5 条第 20 項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法附則第 15 条第 24 項及び平成 12 年一部改正法附則第 7 条第 9 項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法附則第 15 条第 24 項を含むものであること。
- ⑱ 「第 21 項（共同研究施設）」には、平成 16 年一部改正法附則第 10 条第 23 項の規定により、なおその効力を有するものとされた同法による改正前の法附則第 15 条第 24 項を含むものであること。
- ⑲ 「第 25 項（電気通信信頼性向上設備）」には、平成 17 年一部改正法附則第 7 条第 18 項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法附則第 15 条第 29 項及び平成 13 年一部改正法附則第 8 条第 16 項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法附則第 15 条第 30 項を含むものであること。
- ⑳ 「第 26 項（有線テレビジョン放送施設）」には、平成 18 年一部改正法附則第 13 条第 24 項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法附則第 15 条第 30 項、平成 17 年一部改正法附則第 7 条第 19 項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法附則第 15 条第 30 項、平成 13 年一部改正法附則第 8 条第 17 項の規定に

より、その例によることとされた同法による改正前の法附則第 15 条第 31 項及び平成 11 年一部改正法附則第 8 条第 16 項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法附則第 15 条第 31 項を含むものであること。

- ⑳ 「第 27 項（脱特定物質対応設備）」とは、平成 13 年一部改正法附則第 8 条第 18 項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法附則第 15 条第 32 項を含むものであること。
- ㉑ 「第 29 項（地方卸売市場）」には、平成 18 年一部改正法附則第 13 条第 25 項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法附則第 15 条第 33 項及び平成 16 年一部改正法附則第 10 条第 26 項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法附則第 15 条第 33 項を含むものであること。
- ㉒ 「第 31 項（障害発生防止電気通信設備）」には、平成 18 年一部改正法附則第 13 条第 26 項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法附則第 15 条第 35 項を含むものであること。
- ㉓ 「第 35 項（鉄道事業用駅等大規模改良工事）」には、平成 18 年一部改正法附則第 13 条第 27 項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法附則第 15 条第 39 項を含むものであること。
- ㉔ 「第 36 項（旧交納付金法附則第 17 項）」とは、法附則第 15 条第 40 項の規定の適用を受ける償却資産のうち、国鉄関連改正法第 2 条の規定による改正前の国有資産所在市町村交付金及び納付金に関する法律（以下「旧交納付金法」という。）附則第 17 項（昭和 60 年一部改正法附則第 16 条第 3 項の規定により、なおその効力を有するものとされる場合を含む。以下同じ。）の表の第 9 号の規定の適用があった償却資産をいうものであること。
- ㉕ 法附則第 15 条第 37 項の各区分は、次のとおりである。
 - ア 「①（特定鉄道事業譲受資産）」とは、法附則第 15 条第 41 項の規定の適用を受ける償却資産のうち、次の②から⑥までに掲げるものを除くものをいうものであること。
 - イ 「②（新線構築物）」とは、法附則第 15 条第 41 項の規定の適用を受ける償却資産のうち、法第 349 条の 3 第 2 項本文の規定の適用を受けるものをいうものであること。
 - ウ 「③（立体交差化施設）」とは、法附則第 15 条第 41 項の規定の適用を受ける償却資産のうち、法第 349 条の 3 第 2 項ただし書の規定の適用を受けるものをいうものであること。

- エ 「④（河川事業鉄軌道用資産）」とは、法附則第15条第41項の規定の適用を受ける償却資産のうち、法第349条の3第15項の規定の適用を受けるものをいうものであり、平成13年一部改正法附則第8条第6項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法第349条の3第15項の適用を受けるものを含むものであること。
- オ 「⑤（雪崩・落石等対策設備）」とは、法附則第15条第41項の規定の適用を受ける償却資産のうち、旧法第349条の3第32項の規定の適用を受けるものをいうものであり、平成16年一部改正法附則第10条第10項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法第349条の3第32項、平成15年一部改正法附則第11条第10項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法第349条の3第32項及び平成13年一部改正法附則第8条第7項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法第349条の3第32項の適用を受けるものを含むものであること。
- カ 「⑥（変・送電用資産）」とは、法附則第15条第41項の規定の適用を受ける償却資産のうち、法第349条の3第33項の規定の適用を受けるものをいうものであり、平成17年一部改正法附則第7条第8項により、その例によることとされた同法による改正前の法第349条の3第35項、平成16年一部改正法附則第10条第11項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法第349条の3第37項、平成15年一部改正法附則第11条第12項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法第349条の3第37項、平成14年一部改正法附則第5条第5項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法第349条の3第37項、平成13年一部改正法附則第8条第9項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法第349条の3第37項及び平成10年一部改正法附則第6条第3項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法第349条の3第1項の規定の適用を受けるものを含むものであること。
- ㊸ 「第38項（鉄道車両安全向上設備）」には、平成14年一部改正法附則第5条第25項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法附則第15条第45項を含むものであること。
- ㊹ 「第40項（家畜排せつ物管理施設）」には、平成18年一部改正法附則第13条第28項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法附則第15条第44項を含むものであること。

⑳ 旧法適用分の内容は、次のとおりである。

- ア 「旧第1項（農山漁村電気施設）」とは、平成18年一部改正法附則第13条第1項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法附則第15条第1項、平成15年一部改正法附則第11条第15項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法附則第15条第1項、平成14年一部改正法附則第5条第10項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法附則第15条第1項及び平成8年一部改正法附則第6条第7項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法附則第15条第1項をいうものであること。
- イ 「旧第12項（特定自転車駐車場）」とは、平成13年一部改正法附則第8条第12項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法附則第15条第12項をいうものであること。
- ウ 「旧第13項（救急医療用機器）」とは、平成18年一部改正法附則第13条第16項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法附則第15条第13項をいうものであること。
- エ 「旧第14項（旧国際電信電話㈱）」とは、平成5年一部改正法附則第7条第3項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法附則第15条第14項及び平成3年一部改正法附則第8条第6項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法附則第15条第13項をいうものであること。
- オ 「旧第15項（地方卸売市場）」とは、平成14年一部改正法附則第5条第17項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法附則第15条第15項、地方税法の一部を改正する法律（平成4年法律第5号）附則第8条第5項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法附則第15条第15項及び地方税法の一部を改正する法律（平成2年法律第14号）附則第6条第9項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法附則第15条第15項をいうものであること。
- カ 「旧第15項（老人保健施設）」とは、平成18年一部改正法附則第13条第17項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法附則第15条第15項、平成16年一部改正法附則第10条第20項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法附則第15条第15項及び平成14年一部改正法附則第5条第17項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法附則第15条第16項をいうものであること。

キ 「旧第 17 項」とは、平成 3 年一部改正法附則第 8 条第 7 項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法附則第 15 条第 17 項（国鉄関連改正法附則第 3 条第 12 項の規定により、なおその効力を有するものとされた同法による改正前の法附則第 15 条第 19 項を含む。以下同じ。）をいうものであり、その各区分は、次のとおりである。

a 「①（立体交差化施設）」とは、改正前の法附則第 15 条第 17 項に規定する償却資産のうち、旧交納付金法附則第 17 項の表の第 9 号の規定の適用があった償却資産をいうものであること。

b 「②（旧交納付金法附則第 19 項）」とは、改正前の法附則第 15 条第 17 項に規定する償却資産のうち、旧交納付金法附則第 19 項の規定の適用があった償却資産をいうものであること。

c 「③（旧交納付金法附則第 20 項）」とは、改正前の法附則第 15 条第 17 項に規定する償却資産のうち、旧交納付金法附則第 20 項の規定の適用があった償却資産をいうものであること。

ク 「旧第 19 項（指定法人等の大規模外貿埠頭）」とは、平成 10 年一部改正法附則第 6 条第 9 項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法附則第 15 条第 19 項をいうものであること。

ケ 「旧第 20 項（水力発電施設の魚道）」とは、平成 18 年一部改正法附則第 13 条第 19 項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法附則第 15 条第 20 項をいうものであること。

コ 「旧第 26 項（電線類の地中化設備）」とは、平成 18 年一部改正法附則第 13 条第 22 項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法附則第 15 条第 26 項、平成 16 年一部改正法附則第 10 条第 24 項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法附則第 15 条第 26 項、平成 15 年一部改正法附則第 11 条第 20 項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法附則第 15 条第 26 項及び平成 13 年一部改正法附則第 8 条第 14 項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法附則第 15 条第 27 項をいうものであること。

サ 「旧第 28 項（新世代通信網構築設備）」とは、平成 18 年一部改正法附則第 13 条第 23 項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法附則第 15 条第 28 項、平成 13 年一部改正法附則第 8 条第 15 項の規定により、

その例によることとされた同法による改正前の法附則第 15 条第 29 項及び平成 12 年一部改正法附則第 7 条第 11 項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法附則第 15 条第 29 項をいうものであること。

シ 「旧第 32 項（食品流通改善設備）」とは、平成 16 年一部改正法附則第 10 条第 25 項の規定により、同法による改正前の法附則第 15 条第 32 項をいうものであること。

ス 「旧第 35 項（生物系特定産業技術研究推進機構）」とは、平成 12 年一部改正法附則第 7 条第 13 項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法附則第 15 条第 35 項をいうものであること。

セ 「旧第 35 項（不正アクセス防止設備）」とは、平成 16 年一部改正法附則第 10 条第 27 項の規定により、同法による改正前の法附則第 15 条第 35 項及び平成 14 年一部改正法附則第 5 条第 22 項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法附則第 15 条第 36 項をいうものであること。

ソ 「旧第 36 項（物品製造・鉱物掘採事業用資産）」とは、平成 12 年一部改正法附則第 7 条第 14 項の規定により、なおその効力を有するものとされた同法による改正前の法附則第 15 条第 36 項及び平成 10 年一部改正法附則第 6 条第 13 項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法附則第 15 条第 36 項をいうものであること。

タ 「旧第 43 項（特定事業所等の電気通信設備）」とは、平成 14 年一部改正法附則第 5 条第 23 項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法附則第 15 条第 43 項をいうものであること。

チ 「旧第 45 項（雲仙岳噴火災害に係る代替鉄道事業用資産）」とは、平成 11 年一部改正法附則第 8 条第 19 項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法附則第 15 条第 45 項をいうものであること。

ツ 「旧第 50 項（化製場）」とは、平成 17 年一部改正法附則第 7 条第 20 項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法附則第 15 条第 50 項をいうものであること。

テ 「旧第 51 項（飼料製造施設）」とは、平成 17 年一部改正法附則第 7 条第 21 項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法附則第 15 条第 51 項をいうものであること。

(4) その他 法附則第 15 条の 2、法附則第 15 条の 3 関係

- ① 法附則第 15 条の 2 第 2 項の各区分は、次のとおりである。

- ア 「①（三島特例）」とは、法附則第15条の2第2項の規定の適用を受ける償却資産のうち、次の②から⑭までに掲げるもの又は法附則第15条の3第1項の規定の適用を受けるものを除くものをいうものであること。
- イ 「②（新線構築物）」とは、法附則第15条の2第2項の規定の適用を受ける償却資産のうち、法第349条の3第2項本文の規定の適用を受けるものをいうものであること。
- ウ 「③（新線立体交差化施設）」とは、法附則第15条の2第2項の規定の適用を受ける償却資産のうち、法第349条の3第2項ただし書の規定の適用を受けるものをいうものであること。
- エ 「④（新造車両）」とは、法附則第15条の2第2項の規定の適用を受ける償却資産のうち、法附則第15条第50項の規定の適用を受けるものをいうものであること。
- オ 「⑤（新幹線鉄軌道用資産）」とは、法附則第15条の2第2項の規定の適用を受ける償却資産のうち、法第349条の3第12項の規定の適用を受けるものをいうものであること。
- カ 「⑥（青函・本四 鉄道施設）」とは、法附則第15条の2第2項の規定の適用を受ける償却資産で、法第349条の3第13項の規定の適用を受けるもののうち、次の⑦から⑨までに掲げるものを除くものをいうものであること。
- キ 「⑦（青函・本四 新線構築物）」とは、法附則第15条の2第2項の規定の適用を受ける償却資産で、法第349条の3第13項の規定の適用を受けるもののうち、同条第2項本文の規定の適用を受けるものをいうものであること。
- ク 「⑧（青函・本四 新線立体交差化）」とは、法附則第15条の2第2項の規定の適用を受ける償却資産で、法第349条の3第13項の規定の適用を受けるもののうち、同条第2項ただし書の規定の適用を受けるものをいうものであること。
- ケ 「⑨（青函・本四 変・送電用資産）」とは、法附則第15条の2第2項の規定の適用を受ける償却資産で、法第349条の3第13項の規定の適用を受けるもののうち、同条第33項の適用を受けるものをいうものであり、平成17年一部改正法附則第7条第8項により、その例によることとされた同法による改正前の法第349条の3第35項、平成16年一部改正法附則第10条第11項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法第349条の3第37項、平成15年一部改正法附則第11条第12項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の

- 法第 349 条の 3 第 37 項、平成 14 年一部改正法附則第 5 条第 5 項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法第 349 条の 3 第 37 項、平成 13 年一部改正法附則第 8 条第 9 項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法第 349 条の 3 第 37 項、平成 10 年一部改正法附則第 6 条第 3 項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法第 349 条の 3 第 1 項及び平成 8 年一部改正法附則第 6 条第 3 項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法第 349 条の 3 第 1 項の規定の適用を受けるものを含むものであること。
- コ 「⑩（河川事業等に係る鉄軌道用資産）」とは、法附則第 15 条の 2 第 2 項の規定の適用を受ける償却資産のうち法第 349 条の 3 第 14 項の規定の適用を受けるものをいうものであり、平成 13 年一部改正法附則第 8 条第 6 項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法第 349 条の 3 第 15 項の規定の適用を受けるものを含むものであること。
- サ 「⑪（車庫構築物）」とは、法附則第 15 条の 2 第 2 項の規定の適用を受ける償却資産のうち法第 349 条の 3 第 21 項本文の規定の適用を受けるものをいうものであり、平成 11 年一部改正法附則第 8 条第 6 項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法第 349 条の 3 第 22 項の適用を受けるものを含むものであること。
- シ 「⑫（車庫構築物・立体交差化施設）」とは、法附則第 15 条の 2 第 2 項の規定の適用を受ける償却資産のうち法第 349 条の 3 第 21 項ただし書の規定の適用を受けるものをいうものであり、国鉄関連改正法附則第 3 条第 3 項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法第 349 条の 3 第 22 項の規定の適用を受けるものを含むものであること。
- ス 「⑬（雪崩・落石等対策設備）」とは、法附則第 15 条の 2 第 2 項の規定の適用を受ける償却資産のうち旧法第 349 条の 3 第 32 項の規定の適用を受けるものをいうものであり、平成 16 年一部改正法附則第 10 条第 10 項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法第 349 条の 3 第 32 項、平成 15 年一部改正法附則第 11 条第 10 項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法第 349 条の 3 第 32 項及び平成 13 年一部改正法附則第 8 条第 7 項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法第 349 条の 3 第 32 項の規定の適用を受けるものを含むものであること。

セ 「⑭ (変・送電用資産)」とは、法附則第 15 条の 2 第 2 項の規定の適用を受ける償却資産のうち、法第 349 条の 3 第 33 項の適用を受けるものをいうものであり、平成 17 年一部改正法附則第 7 条第 8 項により、その例によることとされた同法による改正前の法第 349 条の 3 第 35 項、平成 16 年一部改正法附則第 10 条第 11 項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法第 349 条の 3 第 37 項、平成 15 年一部改正法附則第 11 条第 12 項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法第 349 条の 3 第 37 項、平成 14 年一部改正法附則第 5 条第 5 項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法第 349 条の 3 第 37 項、平成 13 年一部改正法附則第 8 条第 9 項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法第 349 条の 3 第 37 項、平成 10 年一部改正法附則第 6 条第 3 項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法第 349 条の 3 第 1 項及び平成 8 年一部改正法附則第 6 条第 3 項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法第 349 条の 3 第 1 項の規定の適用を受けるものを含むものであること。

② 法附則第 15 条の 3 第 1 項の各区分は、次のとおりである。

ア 「① (承継特例)」とは、法附則第 15 条の 3 第 1 項の規定の適用を受ける償却資産のうち法附則第 15 条の 2 第 1 項又は第 2 項の規定の適用を受けるものを除くものをいうものであること。

イ 「② (旧交納付金法附則第 17 項・立体交差化施設)」とは、法附則第 15 条の 3 第 1 項及び法附則第 15 条の 2 第 1 項の規定の適用を受ける償却資産のうち、旧交納付金法附則第 17 項の表の第 9 号の規定の適用があった償却資産をいうものであること。

ウ 「③ (三島特例)」とは、法附則第 15 条の 3 第 1 項及び法附則第 15 条の 2 第 2 項の規定の適用を受ける償却資産のうち同条第 1 項の規定の適用を受けるものを除くものをいうものであること。

エ 「④ (三島・旧交納付金法附則第 17 項・立体交差化施設)」とは、法附則第 15 条の 3 第 1 項並びに法附則第 15 条の 2 第 1 項及び第 2 項の規定の適用を受ける償却資産のうち旧交納付金法附則第 17 項の表の第 9 号の規定の適用があった償却資産をいうものであること。

4 償却資産の段階別の納税義務者数等に関する調

本調は、すべての償却資産について、段階別に納税義務者数及び課税標準額を調査したものである。したがって、法定免税点未満の償却資産も調査の対象となっている。

なお、「計の内訳」の欄には、総務大臣又は道府県知事が価格等を配分した償却資産（法定免税点未満のものを含む。）及び道府県知事が価格等を決定した大規模の償却資産（道府県において課する部分を含む。）についてそれぞれ当該償却資産に係る納税義務者数及び課税標準額を記載した。